

**明和町小中学校における新型コロナウイルス
感染症対応マニュアル**

Ver. 2

明和町教育委員会

令和3年1月

【児童生徒の出席停止・臨時休業の考え方と教職員等の対応について】

令和3年1月
明和町教育委員会

このマニュアルは、町内小中学校において、新型コロナウイルス感染症の感染者または濃厚接触者等が発生した場合における**児童生徒の出席停止・臨時休業の考え方と教職員等の対応について、基準を定めるものとする。**

町内小中学校において児童生徒又は教職員等に感染者等が発生した場合は、当該学校単位での対応を基本とし、対応にあたっては明和町教育委員会及び松阪保健所や県の機関と連携し、その指導の下で措置を実施する。

1 児童生徒の出席停止の考え方

次の場合は、児童生徒を出席停止とする。

(1) 児童生徒(本人)の感染が判明、又は濃厚接触者と認定された場合

①感染が判明した場合

開始日：感染が判明した日

ただし、判明前から欠席している場合は最終登校日の翌日

終了日：専門医等が快癒を認め登校を許可した日

②濃厚接触者と認定された場合

開始日：濃厚接触者と認定された日

終了日：PCR検査の結果

⇒陽性が判明した場合、「(1) ①」

⇒陰性が判明した場合、感染者に最後に接触した日の翌日から2週間後

(2) 児童生徒の同居家族等が、濃厚接触者と認定された場合

開始日：家族が濃厚接触者と認定された日

終了日：家族のPCR検査結果が出るまでとし、結果判明後は以下のとおり

⇒陽性が判明した場合、本人が濃厚接触者と認定されれば「(1) ②」

⇒陰性が判明した場合、翌日から登校可。ただし、本人や周囲の状況等により必要な場合は、一定期間出席停止とする。

※同居家族以外の濃厚接触者との濃厚接触が疑われる場合も、これに準じて判断する。

(3) 児童生徒(本人)に発熱等かぜ症状が見られる場合

児童生徒に発熱等のかぜ症状がある場合は、自宅で休養するよう指示する。また、学校でそれらの症状が見られた場合は、保護者に迎えを要請するなどして安全に帰宅させる。

(4) 児童生徒の同居家族に発熱等かぜ症状が見られる場合

地域のまん延状況等を踏まえ判断する。

2 学校・学年・学級休業の考え方

臨時休業の要否やその範囲、期間等については、明和町教育委員会が保健所や学校医と相談の上決定する。

(1) 児童生徒(本人)の感染が判明した場合

- ① 必要な場合は、学校の消毒や濃厚接触者の精査に必要な期間、学校・学年・学級を臨時休業とする。
- ② ①の措置終了後、
⇒ 濃厚接触者がいない場合、学校等を再開する。
⇒ 濃厚接触者がある場合、濃厚接触者が在籍する学級を、必要な期間臨時休業とする。

(2) 児童生徒(本人)が濃厚接触者と認定された場合

- ① 必要な場合は、濃厚接触者が在籍する学級を臨時休業とする。
- ② ①の措置終了後
⇒陰性の場合、学級を再開する。
⇒陽性の場合、(1)へ

※臨時休業の期間は、部活動などの課外授業についても中止とする。ただし、進路にかかわる試

験や部活動の大会など特に活動を中止することが難しいものについては、参加する児童生徒

や教職員が濃厚接触者や接触者でないことが確認された場合に、保健所や学校医と相談のう
え、参加について決定する。

※臨時休業期間中の生活指導や学習指導に努める。

3 感染者または濃厚接触者が発生した時の学校の対応

(1) 関係機関との連携

①明和町教育委員会との連携

- ・明和町教育委員会は、保健所から町内の学校における感染者又は濃厚接触者の連絡があった場合、速やかに学校長に連絡し、本マニュアルに基づき対応する。
- ・学校は保護者及び教職員等から、次に示す報告があった場合、明和町教育委員会に、速やかに報告し、本マニュアルに基づき対応する。

- (a) 児童生徒及び教職員等が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合、若しくは新型コロナウイルス感染の疑いによりPCR検査を受検した場合。
- (b) 児童生徒及び教職員等が、保健所から濃厚接触者と認定された場合。
- (c) 児童生徒及び教職員等の同居家族等が、保健所から濃厚接触者と認定された場合。
- (d) 児童生徒及び教職員等に発熱等かぜ症状が見られる場合であって、その健康状態に、次のいずれかの症状が確認されて、帰国者・接触者相談センターへ相談したことの報告があった場合。
 - ・ 倦怠感、呼吸困難、高熱。
 - ・ かぜの症状や発熱が続く。
 - ・ 味覚又は嗅覚がない。

②保健所、関係機関との連携及び情報収集

- ・ 上記の報告があった場合、学校及び明和町教育委員会は、保健所等関係機関と速やかに連携し、専門的な内容について助言を受けられるよう対応する。
- ・ 臨時休業期間中は、保健所の指導に従い、学校での感染状況の把握と拡大防止に努める。
- ・ 「学校内での感染者の座席位置」「学校内外の活動・行動歴」「他の児童生徒や教職員等との接触の状況」等について早期に情報収集を開始する。

(2) 保護者への周知・依頼

- ① 臨時休業を決定した場合、学校は、関係する児童生徒の保護者に、感染の状況及び臨時休業する範囲とその期間、休業中の学習方法、不要不急の外出を控えること、感染症についての正しい理解、プライバシー保護や人権への配慮等を、メール等を活用して速やかに通知する。

- ② ①にあわせて、適宜、保護者に対して、児童生徒の健康観察を依頼し、発熱等かぜ症状がある場合には必ず学校へ連絡するよう依頼するとともに、臨時休業期間中も、学校から定期的に児童生徒の状態把握に努めるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努める。

(3) 消毒措置

学校は、保健所及び明和町教育委員会と相談して、衛生管理マニュアルをもとに消毒を行う。

消毒方法は、当該児童生徒及び教職員等の接触（可能性を含む）箇所を、消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウムを用いて清拭消毒する。その際、はじめに汚染区域を設定し、同区域内への関係者以外の立入を禁ずる等、作業時の安全確保と汚染を広げないよう留意する。

(4) 教職員等が感染者または濃厚接触者となった時の扱いについて

- ①臨時休業とする基準や期間は、児童生徒の場合を準用し、授業などの担当状況や職員室等での活動状況により、その対象となる範囲を考慮する。
- ②感染者または濃厚接触者となった教職員等の扱い等については、原則として次のとおりとするが、それぞれの状況を踏まえ、明和町教育委員会と協議し対応する。
- ・教職員等が出勤停止する期間は、児童生徒の場合を準用することとする。
 - ・PCR検査で陽性となった教職員等は、2度のPCR検査で陰性となり退院した後は、専門医等と相談の上一定期間自宅等に待機したうえで、勤務に復するものとする。
 - ・当該教職員等については、復帰後も引き続き健康観察を行うとともに、学校医と相談のうえ、体調によっては必要に応じて業務上の配慮を行う。